

岩室村環境美化条例が

4月1日から施行されます

道路、河川、海岸へのゴミのポイ捨ては減らず、特に林道・海岸線等は清掃活動を行なってもポイ捨ては依然後を断ちません。

また、ゴミステーションにおいても一年中ゴミの入っている場所も見受けられます。ポイ捨て並びに違反ゴミ出し等の防止を図るには、個人のモラルに訴えるだけでは不十分な面があります。

そこで条例を制定し施策を推進することにより防止効果を高めることとしています。

条例の概要

村内全域において空き缶・吸い殻等のポイ捨ての禁止及びふん便の防止並びにゴミステーションへの違反ゴミ出しを禁止しています。

村民等へのお願い

①村民等の責務

家庭外で生じさせたゴミは持ち帰ることを原則とし回収容器（ゴミ箱等）の設置してある場合には必ずその中に収納する。喫煙は灰皿のある場所でお願いします。

②事業所の責務

自動販売機等により飲料を販売する場合は、回収容器を設置するとともに販売機周辺を適正に管理をしなければならない。

③所有者等の管理

所有・管理する土地等にポイ捨てされないよう、ふだんから清潔の保持に努めること。

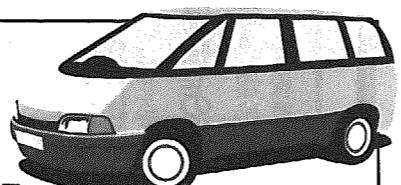
④犬などの飼い主

犬の散歩の際にはフンを処理するための用具を持参し、フンをしたときは、直ちに回収しましょう。

この条例には、罰則の規定はありませんが頻繁に以上の責務を遵守しない者に対して勧告を行ない、この勧告に従わない場合は氏名（事業者名）を公表することもあります。

この条例の目的は、違反者の処罰ではありません。私たち一人ひとりがあたり前の行動をし村内の環境美化を推進し、もっと快適な生活環境を確保することです。ご協力ををお願いいたします。

4月1日から



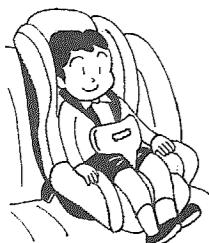
着用義務化！

『チャイルドシート』購入助成受付中

2000年4月1日から、6歳未満の乳幼児を自動車に乗せる場合には、国の保安基準に適合し、発育の程度にあったチャイルドシートを着用しなければなりません。罰則、反則金はありませんが、違反点1点となります。

村では、2000年1月号広報でもお知らせしたとおり、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るために、着用義務化に

先立ち、チャイルドシート購入費の補助制度を創設し、2000年1月1日から受付を開始しております。どうぞご利用ください。



詳しくは、観光商工課

☎82-5715へ

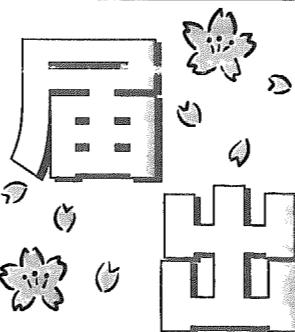
忘れずに新しい生活のスタートを！

もうすぐ春です。

春といえば、進学、就職、転勤などで新しい生活がスタートする時季です。住所の変更を伴う異動については、役場での住所変更手続きが必要です。この届出をしないでいると、後で不都合が生じる場合があります。

届出は、難しくありません。ぜひ、届出をしてから新しい生活をスタートしてください。

また、転出した場合、前住所地での印鑑登録は無効になり、新住所地での新たな登録が必要になりますのでご注意ください。



届出の種類	こんな時	いつまで	必要なもの
転出届	岩室村から他の市町村へ移るとき	転出が決まってから転出する日まで	①認印 ②国民健康保険証（加入者のみ） ③印鑑登録証（登録者のみ）
転入届	他の市町村から移って来られたとき	転入した日から14日以内	①認印 ②前住所地の市町村で交付を受けた転出証明書 ③国民健康保険証（国民健康保険に加入している世帯に転入し、加入する場合） ④国民年金手帳（加入者のみ）
転居届	岩室村内で住所が変わったとき	移ってから14日以内	①認印 ②国民健康保険証（加入者のみ） ③国民年金手帳（加入者のみ）



☎82-15713

住民課戸籍係

国保係
から

届け出を
こんなときは

14日以内

☎82-5712

こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認印
職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、認印
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、認印
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、認印
他の市区町村に転出するとき	保険証、認印
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、認印
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき
退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、認印
同じ市区町村内で住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、認印
世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
出稼ぎや、長期の旅行	
修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書その住所がわかるもの、認印
保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）、認印